

議案第 1 4 1 号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額</u></p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、</p> |

並びにこれらに対する地域手当の月額
の合計額」とあるのは、「それぞれその基準
日(退職し、又は死亡した職員にあって
は、退職し、又は死亡した日。以下この
条において同じ。)において、報酬を月額
で定めるパートタイム会計年度任用職員
については第10条第1項の規定による報
酬と当該報酬に対する第11条に定める在
勤地域に係る報酬の月額合計額とし、
報酬を日額又は時間額で定めるパートタ
イム会計年度任用職員については基準日
以前6月以内のパートタイム会計年度任
用職員としての在職期間における報酬
(第10条第2項又は第3項の規定による
報酬に相当するものに限り、フルタイム
会計年度任用職員との権衡を考慮して定
める額を除く。)の1月当たりの平均額と
当該報酬平均額に対する第11条に定める
在勤地域に係る報酬の月額合計額」と
読み替えるものとする。

2及び3 略

「それぞれその基準日(退職し、又は死亡
した職員にあっては、退職し、又は死亡
した日。以下この条において同じ。)にお
いて、報酬を月額で定めるパートタイム
会計年度任用職員については第10条第1
項の規定による報酬と当該報酬に対する
第11条に定める在勤地域に係る報酬の月
額の合計額とし、報酬を日額又は時間額
で定めるパートタイム会計年度任用職員
については基準日以前6月以内のパート
タイム会計年度任用職員としての在職期
間における報酬(第10条第2項又は第3
項の規定による報酬に相当するものに限
り、フルタイム会計年度任用職員との権
衡を考慮して定める額を除く。)の1月当
たりの平均額と当該報酬平均額に対する
第11条に定める在勤地域に係る報酬の月
額の合計額」とする。

2及び3 略

第2条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3ま での規定は、任期の定めが6月以上のフル タイム会計年度任用職員について準用 する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対す る期末手当)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3ま での規定は、任期の定めが6月以上のフル タイム会計年度任用職員について準用 する。<u>この場合において、給与条例第19 条第2項中「100分の125」とあるのは、 「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対す る期末手当)</p> |

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略